

扶養事情説明書【配偶者の申請用】

各欄を記入し該当する項目には○を、□には☑を付けて下さい

申請する配偶者の氏名	年齢	続柄	職業	被保険者 署名/捺印欄
	歳	1. 妻 2. 夫		申請内容に相違ありません 令和 年 月 日 ⑩

必須書類 ※右記4種は申請内容にかかわらず必須です。これらに加え、必要書類がございます。 下記申請内容によって必要な書類が異なりますので宜しくお願い致します。	被扶養者異動届
	課税・非課税証明書 (給与収入以外の収入の有無も確認する為、原則全員必須です。ただし給与収入以外の収入がある方は上記書類に代えて直近の『確定申告書(控)の(写)』と『収支内訳書(写)』(青色申告の場合は『確定申告書の(写)』と『青色申告決算書の(写)』)をご提出下さい。★内容により追加書類有。健保ホームページ参照。)
	扶養事情説明書(本書)
	被扶養者申請願い書

世帯状況	必要書類
配偶者と同居 / 別居している	世帯全員の住民票(続柄表記)。ただし別居等で住民票では被保険者との続柄が確認できない場合は戸籍謄本をご提出ください。 ◆別居の場合は上記書類に加え送金証明が必要です。 公的な送金の証明書(銀行振込控・現金書留控など)3ヶ月分(※最低送金額5万円)なお2人の場合は7.5万円、3人の場合は10万円)

①申請の事由	必要書類
1. 被保険者が東宝健保に加入したことに伴う申請	
2. 被保険者と婚姻に伴う申請 (婚姻日: 年 月 日)	
3. 配偶者が退職したことに伴う申請 (退職日: 年 月 日)	
4. 退職以外で配偶者の就労・収入状況の変化に伴う申請	就労・収入状況の変化が確認できる書類 (『直近3ヶ月分の給与明細(写)』又は『給与支払見込証明書』)
5. 配偶者の失業給付受給終了に伴う申請	支給終了印のある『雇用保険受給資格者証(両面)の(写)』
6. その他()	状況に応じた書類が必要です

②配偶者の現在の就労・収入状況【該当する項目全てに○を付けて下さい】	必要書類
1. 専業主婦(夫) 2. 求職活動中 3. 妊娠中(出産予定日: 年 月 日) ※出産手当金を受給している場合、被扶養者として認定される基準額を超えていると被扶養者になれません。 4. 自己都合退職による失業給付の待期・給付制限期間中 ※受給開始後、認定される基準額を超える場合は扶養削除手続きが必要となります。 5. 全日制の学生(大学・専門学校・予備校を含む) 6. その他()	母子手帳の写し 『雇用保険に関する確約書』+『雇用保険受給資格者証(両面)の(写)』 『在学証明書』 状況に応じた書類が必要です
7. 年金受給者(a.老齢 / b.障害 / c.遺族 / d.その他) 約 円/月 8. 傷病手当金受給中 約 円/月 9. 出産手当金受給中 約 円/月 10. 失業給付を受給中 約 円/月 11. 給与収入(パート・アルバイト等) 約 円/月 12. 自営業収入(農業・事業・販売・不動産等) 約 円/月 13. その他() 約 円/月	年金額・受給者氏名が確認できる書類 (直近の『年金振込通知書(写)』又は『年金改定通知書(写)』など) 手当金や給付金の受取日額が確認できる書類(支給決定通知書(写)など) 手当金や給付金の受取日額が確認できる書類(支給決定通知書(写)など) 『雇用保険受給資格者証(両面)の(写)』 『直近3ヶ月分の給与明細(写)』、働き始めたばかりの方は『給与支払見込証明書』 直近の『確定申告書(控)の(写)』と『収支内訳書(写)』(青色申告の場合は『確定申告書の(写)』と『青色申告決算書の(写)』) ★内容により追加書類有。健保ホームページ参照。 状況に応じた書類が必要です

※「②配偶者の現在の就労・収入状況」で1～9に該当した方は、以下を記入して下さい。それ以外の方は記入の必要はありません

③配偶者の退職後状況欄(パート・アルバイト含む)【該当する口に☑を付けて下さい】	必要書類	
<input type="checkbox"/> 働いたことがない※パート・アルバイト含む	以下の記入は必要ありませんので②の必要書類を再度ご確認ください	
<input type="checkbox"/> 現在退職してから1年以上経過している(退職日: 年 月 日)		
<input type="checkbox"/> 現在退職してから1年未満である	以下を記入していただき、下記必要書類をご用意下さい	
以下を記入 1. 失業給付の受給権はありません(右欄の該当する理由に☑を付けて下さい) ※万が一受給した場合には、扶養削除手続きが必要です。 2. 就労する意思がない為、失業給付の手続きを行いません ※万が一受給した場合には、扶養削除手続きが必要です。 3. 失業給付の受給期間を延長をします ※延長を中止して受給したとき、認定される基準額を超える場合は扶養削除手続きが必要となります。 4. 自己都合による退職のため、待期・給付制限期間中 ※受給開始後、認定される基準額を超える場合は扶養削除手続きが必要となります。	理由 <input type="checkbox"/> 雇用保険に未加入 雇用保険に未加入であったことが記載されている『退職証明書』等 <input type="checkbox"/> 加入期間不足 『離職票1・2の(写)』または『雇用保険資格喪失確認通知書(写)』 <input type="checkbox"/> すでに受給終了 支給終了印のある『雇用保険受給資格者証(両面)の(写)』	
		『雇用保険に関する確約書』に加え、離職票交付希望欄に「無し」が記載されている『雇用保険資格喪失確認通知書(写)』またはハローワークにて『受給放棄の旨を記載してもらった離職票の(写)』
		『雇用保険に関する確約書』に加え、『離職票1・2の(写)』または『受給期間延長通知書(写)』
		『雇用保険に関する確約書』+『雇用保険受給資格者証(両面)の(写)』

★状況により、追加書類の提出を求めることがあります。